

令和 7 年

三 島 市 外 三 ヶ 市 町 箱 根 山 林 組 合

組 合 議 会 1 0 月 定 例 会 会 議 録

(令和 7 年 1 0 月 2 2 日 三島市議会議場において)

出席議員

1 番	市川 光幸
2 番	安田三津子
3 番	花堂 晴美
4 番	本間雄次郎
5 番	西川 要一
6 番	堀江 和雄
7 番	寺島 俊郎
8 番	田代 稔
9 番	大濱 博史
10 番	藤江 康儀
11 番	野村 諒子
12 番	川原 章寛

説明のため出席した者

管理者 三島市長	豊岡 武士
副管理者	杉山 浩生
監査委員	藤沼 和明

事務局出席者

勝又 慶貴
大川 秀平
関口 智也

令和7年10月22日（水）

午後1時29分

開議

議 事 日 程

日程第 1		仮議席の指定 -----	3
日程第 2		組合議会議長の選挙 -----	3
日程第 3		議席の指定 -----	4
日程第 4		会期の決定 -----	5
日程第 5		会議録署名議員の指名 -----	5
日程第 6		組合議会副議長の選挙 -----	6
日程第 7	認第 1 号	令和 6 年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計 歳入歳出決算認定について -----	7
日程第 8	議第 3 号	令和 7 年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計 補正予算案（第 1 号） -----	10
日程第 9	議第 4 号	組合共有地の貸付について -----	11
日程第 10	議第 5 号	組合監査委員（議員中より選出）の選任について -	12
日程第 11	議第 6 号	組合監査委員（識見を有する者）の選任について -	13

臨時議長の紹介

- 事務局（大川秀平） 皆さん、こんにちは。事務局の大川でございます。
定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので始めさせていただきます
と思います。

本日の定例会は、改選後最初の議会でございます。したがって、議長が
選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議
長の職務を行うこととなります。

本日の出席議員のうち、裾野市の市川光幸議員が年長の議員でありますので、
ご紹介申し上げます。市川光幸議員、議長席にお着き願います。

〔市川光幸議員、議長席に着席〕

- 臨時議長（市川光幸） 皆さん、こんにちは。
ただいまご紹介にあずかりました市川光幸でございます。地方自治法第107
条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上
げます。

出席議員が定足数に達しましたので、これより三島市外三ヶ市町箱根山林組
合議会10月定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 仮議席の指定

- 臨時議長（市川光幸） 日程第 1 仮議席の指定をいたします。
仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第 2 組合議会議長の選挙

- 臨時議長（市川光幸） 次に、日程第 2 組合議会議長の選出を行います。
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推
選により選出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（市川光幸） 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名した
いと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（市川光幸） ご異議なしと認めます。
よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。
議長は慣例により、三島市選出の議員の中から選出することになっておりま
す。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（市川光幸） ご異議なしと認めます。

よって、三島市選出の議員の中から選出することに決定いたしました。
議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 2 分 休憩

午後 1 時 3 3 分 再開

○臨時議長（市川光幸） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会議長に野村諒子議員を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました野村諒子議員を三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会議長の当選人に決めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（市川光幸） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました野村諒子議員が三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました野村諒子議員が議場におられますので、会議規則第101条の規定により告知いたします。

ただいま議長に当選されました野村諒子議員から発言を求められておりますので、これを許します。登壇をお願いします。

〔11番 野村諒子議員登壇〕

○11番（野村諒子） 議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま皆様のご推挙により、議長という大役に就任させていただくことになりました野村諒子でございます。大変光栄に存じます。また、皆様には厚く御礼を申し上げます。

これまで山の管理では、植生と景観、実施、利用という観点からの取組が中心であったと思いますが、今日のニュースを見ますと、今後はそこに生きる野生動物との共生という視点も取り入れた取組も必要になってくるのではないかと思います。山の管理は、市民生活の安心・安全を守ることにともなり、重要な取組であると感じております。

議長という大役には不慣れではございますが、皆様のご指導、ご鞭撻を賜りながら、私たちの貴い財産である箱根山の管理のために尽力したいと思っております。重ねて皆様のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、就任の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○臨時議長（市川光幸） それでは、野村諒子議員、議長席にお着き願います。

〔11番 野村諒子議員、議長席に着席〕

○議長（野村諒子） 本日の議事日程は文書をもってご通知申し上げたとおりであります。

日程第3 議席の指定

○議長（野村諒子） これより、日程第3 議席の指定を行います。

議席につきましては、会議規則第3条において、くじによりとなっております。

すが、議長においてただいまご着席されている仮議席をもって議席としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村諒子） ご異議なしと認めます。

よって、議席はただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（野村諒子） 次に、日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日一日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村諒子） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日一日と決定いたしました。

日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（野村諒子） 次に、日程第5 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、議長において、1番 市川光幸議員、2番 安田三津子議員の兩名を指名いたします。

管理者挨拶

○議長（野村諒子） この際、豊岡管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

〔豊岡武士管理者登壇〕

○管理者（豊岡武士） 貴重なお時間をお借りいたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ご出席いただきました議員の皆様方におかれましては、このたびの組合議会の改選によりまして、今後4年間、三島市外三ヶ市町箱根山林組合の会議議員として組合共有財産の管理や運営につきまして、ご指導、ご鞭撻を賜りたく、お願い申し上げます。

ただいま野村諒子さんが議長に選任されたわけでございますけれども、野村議長さんの下、管理者、また組合職員一同、一生懸命努めていきたいと思っておりますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、当組合管理地の森林は、その大部分が戦後の一斉植林によりまして、70年生の人工林の様相となっております。既に森林資源として成熟期を迎えていることから、現在、事業者等と連携を図り、木材利用を目的とした間伐を進めているところでございますが、特に国の基本理念の一つである「森林の有する多面的機能の発揮」を常に念頭に置きまして、「治山・治水」を重要視する中で森林環境保全、災害防除を意識した森づくりを進めていきたいと存じております。

いずれにいたしましても、この箱根西麓の共有地並びに森林環境につきまし

ては、諸先輩方から受け継いだ、私たちのかけがえのない財産であります。常に長期的な視野に立ち、100年先を見据えた管理・整備に取り組んでいく所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、豊富な知識、経験を基に当組合の発展のためにご指導、ご鞭撻を賜りますことを改めてお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第6 組合議会副議長の選挙

○議長（野村諒子） 次に、日程第6 組合議会副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により選出したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村諒子） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村諒子） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長は慣例によりまして、今回は清水町選出の議員の中から選出することになっております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村諒子） ご異議なしと認めます。

よって、清水町選出の議員の中から選出することに決定いたしました。

三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会副議長に大濱博史議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました大濱博史議員を三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会副議長の当選人と決めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村諒子） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました大濱博史議員が三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大濱博史議員が議場におられますので、会議規則第101条の規定により告知いたします。

ただいま副議長に当選されました大濱博史議員から発言を求められておりますので、これを許します。

〔9番 大濱博史議員登壇〕

○9番（大濱博史） 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま皆様方のご推挙により副議長に就任いたしました清水町の大濱博史

でございます。誠に身に余る光栄とともに、その責務の大きさに身の引き締まる思いでございます。

副議長として、野村議長の下、当組合議会の円滑なる運営に努めてまいる所存でございます。

議員皆様方のより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、就任のご挨拶とさせていただきます。

**日程第7 認第1号 令和6年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計
歳入歳出決算認定について**

○議長（野村諒子） 次に、日程第7 認第1号 令和6年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔杉山浩生副管理者登壇〕

○副管理者（杉山浩生） ただいま上程になりました認第1号 令和6年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計歳入歳出決算認定について、提案の要旨を申し上げます。

初めに、歳入の概要をご説明いたします。お手元の決算書、1ページ、2ページをお開きください。

一番下の欄、歳入合計の記載にありますように、予算現額1,793万1,000円に対し、収入済額は1,807万2,009円で14万1,009円の超過となりました。予算比は100.8%でした。

次に、歳出の概要をご説明いたします。3ページ、4ページをお開きください。

下から2番目の欄、歳出合計の記載にありますように、予算現額1,793万1,000円に対し、支出済額は1,382万8,048円で不用額は410万2,952円となりました。執行率は77.1%でございました。この結果、4ページの一番下の欄に記載してありますとおり、歳入歳出差引残額は424万3,961円となり、令和7年度会計へ繰越しとなりました。

次に、歳入の詳細についてご説明いたします。5ページ、6ページをお開きください。

1款使用料及び手数料の収入済額58万8,799円のうち、1項1目使用料、1節電柱敷使用料43万8,000円は、東京電力関係が203本、N T T関係が86本などの使用料です。2節その他使用料15万699円は、ソフトバンク及びK D D Iの無線基地局等の土地占用料と土地一時使用料です。

次に、2款財産収入の収入済額1,477万4,733円のうち、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節貸地料1,404万1,874円は、芦の湖カントリークラブほかの法人及び一般貸付けの貸地料で、詳細はお手元の業務報告書4ページの上段に記載してあるとおりでございます。

次に、2目利子及び配当金、1節預金利子15万1,775円は、積立金1億1,440万円の運用利子です。

次に、3目森林収入、1節造林木売却収入はありませんでした。

次に、2項1目1節補償料収入58万1,084円は、芦の湖カントリークラブからの水利採草補償料32万3,000円と静岡県東部農林事務所の畑地かんがい工事に係る支障木伐採補償料21万2,270円などです。

7ページ、8ページをお開きください。

3款1項1目1節繰越金の収入済額は268万7,331円でした。

次に、4款諸収入の収入済額は2万1,146円でした。

次に、歳出の詳細についてご説明いたします。9ページ、10ページをお開きください。

1款1項1目議会費287万7,310円は、組合議会の運営に要した経費で、主なものは報酬ですが、ほかに令和6年7月23日から25日の2泊3日で実施した林業地視察研修の経費も含まれております。

次に、11ページ、12ページをお開きください。

2款総務費552万5,644円のうち、1項総務管理費、1目一般管理費533万7,024円は、特別職2名と一般職1名の人件費が主なもので、組合の一般管理事務に要した経費です。人件費以外の主なものとしましては、12節委託料137万7,860円ですが、これは新規事業として組合保有の簿冊について電子化保存を図るための委託をしたものでございます。

次の2項1目監査委員費18万8,620円は、監査事務に要した経費で、2泊3日で実施した林業地視察研修の経費も含まれております。

次に、13ページ、14ページをお開きください。

3款1項財産費、1目管理費542万5,094円の主なものをご説明いたします。

14ページ右側の備考欄をご覧ください。

財産管理事業122万144円のうち、3行目の農林道事業負担金74万4,843円は、三島市が実施した林道諏訪ノ台線の路面修繕など、林道等の整備・管理に係る事業費の一部を負担したもので、詳細は、業務報告書の4ページ下段に記載してあるとおりでございます。

1行において、次の貸付地維持管理事業補助金3万9,983円は、一般契約地の管理団体が実施した境界確認などの山林維持管理活動に対し、事業費の2分の1を補助したもので、詳細は、業務報告書5ページ中段に記載してあるとおりでございます。

次に、送電線下補償料地元交付金1万8,808円は、東京電力パワーグリッドから納入された箱根線の送電線下補償料を補助金等交付規則に基づき関係者に交付したもので、詳細は、業務報告書の5ページ中段に記載してあるとおりでございます。

次に、水利採草補償料32万3,000円は、芦の湖カントリークラブから納入された補償料を谷田用水組合など4団体に交付したもので、詳細は、業務報告書の5ページ下段に記載してあるとおりでございます。

次に、直轄地管理事業420万4,950円のうち、1行目の直轄林管理事業委託料135万3,450円は、三島直轄林内の草刈整備と径路の保全整備を委託したもので、

詳細は業務報告書6ページ上段に記載してあるとおりにございます。

次に、森林経営計画事業委託料36万5,500円は、三島直轄林内の主伐再造林箇所について遠隔操作式の草刈機を用いた下刈りを委託したものです。

次に、J-クレジット創出関連業務委託料248万6,000円は、三島直轄林約180ヘクタールを対象として、森林由来のJ-クレジットの創出に向け、令和6年度においては、プロジェクト計画書の作成から登録に至るまでの各種委託業務を実施したものでございます。

なお、2025年3月11日付でJ-クレジット制度プロジェクト登録がされております。

以上で説明を終わります。なお、各事業の詳細につきましては、お手元の業務報告書に記載してありますので、参考にしていただきたいと思います。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野村諒子） 当局からの説明が終わりました。

次に、監査委員から決算審査の報告を願います。

〔藤沼和明監査委員登壇〕

○監査委員（藤沼和明） ただいま上程になりました認第1号 令和6年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査しました結果を監査委員を、代表いたしましてご報告申し上げます。

審査に付されました令和6年度三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計歳入歳出決算書、事項別明細書及び附属書類は、ともに関係法令に準拠して作成されており、決算書に計上されている諸計数は、関係帳簿及び証書類と符合し、令和6年度における歳入歳出決算額を適正に表示しているものと認めましたことをご報告申し上げます。

なお、審査の詳細につきましては、お手元の別冊決算審査意見書に記載してありますので、省略させていただきます。

以上、決算審査の結果報告といたします。

○議長（野村諒子） 以上で当局からの説明及び監査委員からの報告が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村諒子） なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村諒子） なければ討論を終わり、これより認第1号 令和6年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

原案どおり認定することにご異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村諒子） 挙手全員と認めます。

よって、認第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

日程第 8 議第 3 号 令和 7 年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計
補正予算案（第 1 号）

○議長（野村諒子） 次に、日程第 8 議第 3 号 令和 7 年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計補正予算案についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔杉山浩生副管理者登壇〕

○副管理者（杉山浩生） ただいま上程になりました議第 3 号 令和 7 年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計補正予算案について、提案の要旨を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に 174 万 9,000 円を追加し、予算の総額を 1,919 万円にしようとするものであります。

初めに、歳入の説明をいたしますので、お手元の補正予算案 6 ページ、7 ページをお開きください。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、1 節貸地料 6,000 円は、このあとの議第 4 号議案においてご審議のお願いを予定しておりますが、株式会社フジコーに対し、組合管理地を貸付けするに当たり計上したものでございます。

次に、8 ページ、9 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目 1 節繰越金は、前年度からの繰越金額が確定しておりますので、174 万 3,000 円を増額しようとするものでございます。

次に、歳出のご説明をいたしますので、10 ページ、11 ページをお開きください。

3 款 1 項財産費、1 目管理費を 170 万円増額しようとするものですが、これは、24 節積立金を組合の長期にわたる財政の育成を図り、財政運営の健全化を確保するために増額しようとするものでございます。

次に、12 ページ、13 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目予備費は 4 万 9,000 円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野村諒子） 当局からの説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村諒子） なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村諒子） なければ討論を終わり、これより議第 3 号 令和 7 年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計補正予算案について採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔 賛 成 者 挙 手 〕

○議長（野村諒子） 挙手全員と認めます。

よって、議第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議第4号 組合共有地の貸付について

○議長（野村諒子） 次に、日程第9 議第4号 組合共有地の貸付についてを議題といたします。

本件について、当局からの提案理由の説明を願います。

〔杉山浩生副管理者登壇〕

○副管理者（杉山浩生） ただいま上程になりました議第4号 組合共有地の貸付について提案の要旨をご説明いたします。

現在、株式会社フジコーが一部を三島市外五ヶ市町箱根山組合から借地し、運営している三島スカイウォークの施設内において、森林のレクリエーション機能を生かしたアスレチックやセグウェイ等のアクティビティ施設を営業しておりますが、利用者が増加したことで受付や待機時間の増加のほか、駐車場の混雑が課題となっております。

そのため、これらの課題解消と利用者の快適性向上を図るため、アクティビティ施設等の拡張を計画しており、その用地として新たに組合共有地の一部を借地したい旨の申請が同社より提出されました。

当申請では、北側エリアの五ヶ市町からの既存借地に隣接する三ヶ市町・五ヶ市町の管理地にまたがる区域4万4,641平方メートルの借地を希望しており、そのうち三ヶ市町管理地分として三島市宇南原菅4707番の24の一部2,226平方メートルを、1平方メートル当たり9円、年額2万34円で貸付けしようとするものでございます。

なお、同事業につきましても、当該地の借地人の理解も得られ、借地返還承諾書も提出されております。

また、お手元に参考資料として、事業概要書のほか土地調書、登記事項証明書、会社概要、賃貸借契約書（案）、平面図及び公図写しを添付させていただきました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野村諒子） 当局からの説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村諒子） なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村諒子） なければ討論を終わり、これより議第4号 組合共有地の貸付について採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村諒子） 挙手全員と認めます。

よって、議第4号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議第5号 組合監査委員（議員中より選出）の選任について

○議長（野村諒子） 次に、日程第10 議第5号 組合監査委員の選任についてを議題といたします。

本件については、2番 安田三津子議員が地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退場を求めます。

〔2番 安田三津子議員退場〕

本件について当局から提案理由の説明を願います。

〔豊岡武士管理者登壇〕

○管理者（豊岡武士） ただいま上程になりました議第5号 組合監査委員の選任についてご説明申し上げます。

これは、地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから選出する監査委員として、長泉町の安田三津子議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

安田三津子議員は、令和3年以来、長泉町議会議員として活躍されており、また、長泉町都市計画審議会委員も務められるなど、その豊富な経験と優れた識見は、監査委員としてまさに適任であると存じますので、ご推挙申し上げる次第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野村諒子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村諒子） なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村諒子） なければ討論を終わり、採決いたします。

安田三津子議員の組合監査委員の選任については、これに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野村諒子） 起立全員と認めます。

よって、安田三津子議員の組合監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

2番 安田三津子議員の復席を願います。

〔2番 安田三津子議員復席〕

○議長（野村諒子） ただいま組合監査委員の選任について同意を得られました安田三津子議員から発言を求められておりますので、これを許します。

〔2番 安田三津子議員登壇〕

○2番（安田三津子） ただいま三島市外三ヶ市町箱根山林組合監査委員の選任について同意をいただきました長泉町の安田三津子でございます。

もとより浅学非才ではございますが、皆様のご指導を仰ぎながら、監査の重要性を考慮し、微力ではございますが、公正かつ厳正に職務を全うしたいと思います。

重ねて皆様のご指導、ご鞭撻を賜るようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

日程第11 議第6号 組合監査委員（識見を有する者）の選任について

○議長（野村諒子） 次に、日程第11 議第6号 組合監査委員の選任についてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

〔豊岡武士管理者登壇〕

○管理者（豊岡武士） ただいま上程になりました議第6号 組合監査委員の選任についてご説明申し上げます。

これは、地方自治法第196条第1項の規定により、組合の監査委員といたしまして川井國光氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

川井國光氏は、昭和49年に静岡銀行に入行され、平成19年に退職されるまで執行役員など数々の要職を歴任され、その後は株式会社木村鋳造所の取締役や株式会社フジューの顧問を務めるなど、人格も高潔で本組合の財務管理、財産の管理運営に関しましても優れた識見を有しておりますので、監査委員として適任であると存じます。

また、退任されます藤沼和明氏につきましては、三ヶ市町の監査委員も含め、長きにわたり大変なご尽力をいただき、組合の管理・運営に多大な貢献をされております。退任に当たりまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野村諒子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村諒子） なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村諒子） なければ討論を終わり、採決いたします。

川井國光氏の組合監査委員の選任については、これに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野村諒子） 起立全員と認めます。

よって、川井國光氏の組合監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

ただいま組合監査委員の選任について同意を得られました川井國光氏から発言を求められておりますので、これを許します。

〔川井國光氏登壇〕

○番外（川井國光） 最近は、皆様の前でお話しすることがなくなりまして、今日は大変緊張しております。よろしく願いいたします。

ただいま監査委員の選任につきまして、皆様からご同意いただきました川井國光でございます。

もとより微力でございますが、皆様のご指導をいただきながら、監査委員として誠実かつ公正に職務を行ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（野村諒子） 次に、藤沼監査委員から発言を求められておりますので、これを許します。

〔藤沼和明監査委員登壇〕

○監査委員（藤沼和明） このたび、来る10月29日の任期満了に伴い監査委員を退任するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

在任中は、皆様から格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。至らない点多々あったかとは存じますが、皆様方のお力添えのおかげで無事に任期を迎えることができます。平成25年から12年間にわたりまして、当組合の運営が適正に執行されているか、監査委員として常に公平・公正な立場でこの職務を遂行できますよう、最善の努力を尽くしてきたつもりでございます。

後任の川井國光氏におかれましては、これまでの経験と実績を踏まえ、当組合の健全な発展に向けて、さらに尽力されることと確信をしております。

今後は、一員として当組合の活動を見守りつつ、皆様方のご活躍と当組合のさらなる発展を心より祈念申し上げます。

最後になりますが、改めて皆様方の今後のご健勝とご多幸を祈念申し上げつつ、退任の挨拶とさせていただきます。長きにわたりまして、本当にありがとうございました。

○議長（野村諒子） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

ここで、豊岡管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

〔豊岡武士管理者登壇〕

○管理者（豊岡武士） 議会閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本日の三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会10月定例会におきましては、令和6年度の組合会計決算について認定を賜り、また、その他の議案につきましてもご同意を賜りまして誠にありがとうございました。

最初のご挨拶でも申し上げましたとおり、組合共有地の善良な管理はもとより、今後の森づくりに係る管理・保全整備につきましては、さらに積極的に取り組み、この箱根西麓のかけがえのない財産である森林環境を後世に継承するため、一体となって尽力したいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後ともお力添えをいただくとともに、ますますご健勝でご活躍くださいますようご祈念申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（野村諒子） これをもちまして10月定例会を閉会いたします。ご苦労さ
までございました。

（午後 2 時 1 9 分 閉議）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名いたします。

令和7年10月22日

議 長 野村 諒子

会議録署名議員 市川 光幸

会議録署名議員 安田 三津子